

●負担限度額認定の要件

- 1 本人が市民税非課税世帯に属しているかつ配偶者が市民税非課税であること
※世帯が違っていても配偶者が市民税を課税されている場合は、軽減の対象にはなりません。
- 2 本人及び配偶者の所有する現金、預貯金等の資産合計が、下表利用者負担段階に応じた金額以下であること

●負担限度額(1日あたりの利用料)

対象者	所得の状況※2	預貯金等の資産※3の状況	食費	居住費(滞在費)の部屋別料金				
				ユニット型個室	ユニット型個室的多床室	従来型個室	多床室	
基準費用額※1			1,445円	2,006円	1,668円	1,668円 (1,171円)※4	377円 (855円)※4	
利用者負担段階	1	生活保護受給者の方等	300円	820円	490円	490円 (320円)※4	0円	
		市民税非課税世帯で老齢福祉年金受給者の方						単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
	2	市民税非課税世帯で年金収入額※6+その他の合計所得金額が80万円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下	390円 【600円】※5	820円	490円	490円 (420円)※4	370円
	3-①	市民税非課税世帯で年金収入額※6+その他の合計所得金額が80万円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下	650円 【1,000円】※5	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※4	370円
3-②	市民税非課税世帯で年金収入額※6+その他の合計所得金額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下	1,360円 【1,300円】※5	1,310円	1,310円	1,310円 (820円)※4	370円	

※1 基準費用額とは、国が定める標準的な金額のことです。

※2 住民票上世帯が異なる(世帯分離)をしている配偶者(婚姻届出をしていない事実婚も含む。DV防止法における配偶者からの暴力を受けた場合や行方不明等の場合は対象外)の所得も判断材料とします。

※3 預貯金等に含まれるものは、資産性があり、換金性が高く、価格評価が容易なもの。

※4 ()内の金額は、介護老人福祉施設に入所した場合、または短期入所生活介護を利用した場合の額です。

※5 【 】内の金額は、短期入所生活介護または短期入所療養介護を利用した場合の額です。

※6 年金収入額には、非課税年金を含みます。非課税年金とは、日本年金機構または共済組合等から支払われる遺族年金・障害年金を指し、年金保険者から通知される振込通知書等に「遺族」「障害」が印字された年金のほか、「寡婦」「かん夫」「母子」「準母子」「遺児」と印字された年金も遺族年金として判定の対象となります。弔慰金・給付金・恩給などは、判定の対象なりません。